

第 1 2 章 水防協力団体制度

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
水防に関する情報又は資料の収集、提供
水防に関する調査研究
水防に関する知識の普及、啓発
前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第 32 条の 3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料 12-1 を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料 12-5 に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料 12-1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（資料 12-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 12-3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（資料 12-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 12-2 水防協力団体指定申請書様式 (例)

〇〇市（町）水防協力団体指定申請書	
〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長	年 月 日 様 住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名
水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 12－3）を添えて申請します。	

資料 12-3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町）の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3－(1) 関係）

1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援

2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護

3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報

4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3－(2) 関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

〔 〕

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3－(3) 関係）

1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視

2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3－(4) 関係）

1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3－(5) 関係）

1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3－(6) 関係）

1 水防団が開催する水防演習への参加

2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

〔 〕

資料 12-4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体認定書	
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代 表 者	年 月 日 〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長
水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。	

資料 12-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領
1. 趣旨 〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。 2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係） 水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係） 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 12-6）を提出させることができる。 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係） 水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。 5. その他 （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。 附 則 この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 12－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書	
年 月 日	
〇〇市（町）水防管理者	
〇〇市（町）長	様
	住 所 (事務所所在地)
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。	